

国海員第 2 4 3 号

令和 6 年 1 1 月 2 0 日

交通政策審議会

会長 橋本 英二 殿

国土交通大臣

中 野 洋 昌



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和 2 3 年法律第 1 3 0 号）第 5 5 条第 5 項の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

記

諮問第 4 6 5 号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法
第 5 5 条第 5 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所
北九州船舶株式会社	福岡県北九州市若松区本町二丁目１７番１号 バイサイドプラザアネックス３Ｆ
林船舶株式会社	兵庫県姫路市網干区大江島８２７番地の７
日生クルーサービス株式会社	岡山県備前市日生町寒河２５９５番地２７
株式会社大鷹	愛媛県松山市北条辻２０番地１０